

県産飼料生産・利用拡大促進事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県産飼料生産・利用拡大促進事業（以下「事業」という。）の実施について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）及び山口県畜産振興対策補助金交付要綱（平成19年3月29日付け平18畜産振興第1832号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この事業は、県産畜産物の安定供給のため、飼料の生産・利用拡大を促進するとともに、広域流通体制を構築し、国際情勢等の影響を受けにくい県産飼料への転換を図るものとする。

(定義)

第3条 本事業における用語の定義については、次のとおりとする。

(1) 飼料

家畜に給餌する粗飼料（青刈りとうもろこし、牧草、稲WCS、稲わら等）や濃厚飼料（飼料用米、子実用とうもろこし等）、食品製造残渣等を飼料化したものをいう。

(2) 畜産クラスター協議会

地域の関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益力向上を図るため、畜産を営む者のほか、畜産関係者2者以上が参画し設立する協議会であって、知事により認定された畜産クラスター計画を有し、運営を行うための事務局を設置しており、かつ、組織及び運営についての規約を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有するものをいう。

(3) 飼料生産組織

3戸以上の耕種農家や畜産農家等から構成され、飼料の生産を行う組織であり、代表者かつ組織及び運営についての規約等を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有するものをいう。

(事業実施主体)

第4条 この事業の事業実施主体は、畜産クラスター協議会又は飼料生産組織（以下「協議会等」という）とする。

(取組主体)

第5条 この事業の取組主体は、協議会等の構成員等であって、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有するものとする。

2 取組主体の要件は、別に定める。

(事業の種類及び内容等)

第6条 この事業の種類や内容、補助対象、事業の細目及び具体的な手続き等は、別紙のとおりとする。

(1) 機器・設備導入支援

- ア 飼料生産・利用・流通拡大
別紙1に定めるとおりとする。
- イ 未利用資源の飼料化

別紙2に定めるとおりとする。

(2) 飼料供給体制構築支援

別紙3に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第7条 事業実施主体は、要綱第4条の規定に基づき交付申請書を提出する場合、実施計画書(様式第1号)を添えて提出するものとする。

(事業計画等の変更承認申請)

第8条 事業実施主体は、要綱第5条の規定に基づき事業計画等の変更承認を申請する場合、実施変更計画書(様式第1号)を添えて提出するものとする。
ただし、交付申請書に添付した書類に変更がない場合は、この限りではない。

(概算払)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、規則第4条の規定による交付決定の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。
2 事業実施主体は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第2号)を知事へ提出するものとする。

(実績報告)

第10条 事業実施主体は、要綱第7条の規定に基づき提出する実績報告書には、実施状況報告書(様式第1号)を添えて提出するものとする。

(補助金の交付)

第11条 事業実施主体は、規則第12条の規定による通知を受けた時は、補助金精算払請求書(様式第2号)により、知事に請求するものとする。

(機器・設備等の管理運営)

第12条 補助事業によって取得し、又は効用の増加した機器・設備の移転、更新又は主要機能の変更を伴う増築、模様替え等を実施しようとするときは、事業実施主体は、あらかじめ知事に届け出て、その指示を受けるものとし、天災その他の災害を被ったときは、事業実施主体は、上記と同様の手続により、被害に関する事項、対応処置等について遅滞なく知事に報告するものとする。

2 1の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が第7条の規定により提出された実施計画書に記載してある場合は、規則第5条の規定による交付決定通知をもって、次の条件により知事の承認を受けたものとみなす。

- (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
- (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

(推進指導体制)

第13条 事業実施主体は、県、関係市町及び所轄の農林(水産)事務所等関係機関の協力を得て推進指導体制を整備し、取組主体に対して事業実施の指導推進に当たるものとする。

(書類の経由)

第14条 この要領に基づいて実施する事業に係る補助金交付関係書類及びこの要領の規定により知事に提出する書類は、事業実施主体の事務所の所在地を管轄する農林(水産)事務所畜産部を経由(構成員が市町をまたいで広域に存在する協議会等は除く。)して知事に提出するものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領の改正は、令和6年4月1日から施行する。

この要領の改正は、令和8年4月1日から施行する。